

「担い手確保・経営強化支援対策事業」要望調査について

担い手確保・経営強化支援事業は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者・認定就農者等の地域の中核となる担い手が、農産物の輸出や規模拡大、燃油等の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立などの意欲的な取組による付加価値額の拡大等、農業経営の発展を図るために行う取組に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援するものです。

事業概要

1. 実施地区及び助成対象者について

事業実施地区は、原則として地域計画が策定されている地域です。

助成対象者は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者、認定就農者、集落営農組織などです。

2. 助成対象となる事業内容について

農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得、農地等の改良又は造成が対象となります。なお、同種・同程度の機械等の再度購入（単純更新）は対象外です。

導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上
- ・ 原則として、新品時の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下（中古機械等については、使用可能年数が2年以上のものであって一定の要件をみたすもの。）
- ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等の農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではない（ただし、以下の要件を全て満たすものはこの限りではありません。）
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること
 - ii 農業経営において真に必要であること
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること
- ・ 成果目標の達成に直接に関連するもの
- ・ 同種・同能力等のものの再度導入等（いわゆる単純更新）ではない
- ・ 園芸施設共済、農機具共済等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされる（耐用年数の期間、通年で加入等する必要があります。）
- ・ 「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」への準拠、API連携環境の整備（トラクター、コンバイン、田植機を導入する場合）、飼養衛生管理基準の順守（家畜の増頭・農場の規模拡大を図る目的で機械等を導入等する場合）

※ 導入等する機械等は、前提として、助成対象者が計画する経営規模等に照らして過剰な能力・規模ではないことが必要です。また、認定計画や認定就農計画の経営改善等の方向性に合致していることが必要です。

3. 成果目標について

【必須目標】 付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の1割以上の拡大

【選択目標】 付加価値額の拡大以外で今後実施するとしてポイント化した取組の目標を設定

※成果目標の達成状況が低調な場合、事業実施主体である町は、助成対象者の成果目標の達成に向けて、重点的な指導を行います。

4. 融資の活用について

本事業は農業用機械等の導入にあたって農協や銀行等の融資を活用することが必要です。

5. 補助率等について

事業費の1/2以内または融資金額のいずれか低い額

- 補助上限額 ・ 3,000万円（法人）
- ・ 1,500万円（法人以外の者）

6. その他留意点

本事業は、取組によるポイント制で、経営改善の実績及び目標、地域における農地集積の実績等をポイント化し、上位の市町から採択されます。

令和6年度の本事業の実施を希望する場合、

○配分基準表に掲げるポイント項目の適合関係を確認等するため、各項目の内容に該当することを証する書類等（営農計画書等）

○導入等しようとする機械等の規模等が、適正であることを確認できる書類（導入機械力タログ、営農計画書等）

○融資を受けようとする金融機関の名称

などをご提示いただきます。

ご提出いただいた資料や打合せ内容等を踏まえ、適切な計画であると認められる場合、ご提示いただいた内容で計画を作成し、青森県を通じて、国に要望を提出します。

なお、全国の要望額が予算額を上回る場合、農業者の皆様の取組・計画や地区の取組のポイントの高い方から採択されることとなりますので、あらかじめご了承ください。

本事業は、国の補正予算を原資として実施するものです。

採択が決定した場合は、令和7年1月中に機械等導入計画書を取りまとめることとしていきますので、よろしくお願いします。

※ご相談いただく際は、導入予定の機械などの見積書、カタログと直近の青色申告書、決算報告書、根拠資料のご用意をお願いします。

要望する方は、**農業振興課担い手支援係**までご相談ください。

★問い合わせ先

農業振興課 担い手支援係 宮本（電話 22-2111 内線 291）